

## 概略図②

開発の目的	・ 自己居住用 ※非自己居住用(長屋、共同住宅等) は概略図①、非自己居住用(分譲住宅)は概略図③をご確認ください。	
排水施設の 検査対象	雨水	最終樹から一時放流先の接続までが検査対象です。
	汚水	最終樹から一時放流先の接続までが検査対象です。

